

2019 年 7-9 月期四半期別GDP速報(1次速報値) における推計方法の変更等について

令和元年 10 月 28 日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 「自動車保有車両数統計」の公表遅延に伴う対応

供給側推計の「保険」の基礎資料である「自動車保有車両数統計」(国土交通省)において、2019 年 7 月末現在の自動車保有車両数のうち軽二輪車数の公表が延期されたことから、軽二輪車数については、前年同月の前月比により補外することにより、7 月末現在の自動車保有車両数を求める対応を行う。

2. 消費税率引上げに伴う季節調整ダミー変数の設定について

国内家計最終消費支出の以下の系列について、2019 年 7-9 月期と 10-12 月期において、加法型異常値処理のダミー変数を設定する。

なお、今回の処理は速報段階における暫定的な処理であり、今後のデータの蓄積を踏まえ、有意性の有無について安定的に結果が得られた時点で、ダミー変数を残すか否かについて検証する。

系列(名目及び実質)	X-12-ARIMAにおけるダミー変数
国内家計最終消費支出のうち 耐久財、半耐久財、非耐久財	AO2019.3、AO2019.4

3. 雇用者報酬推計について

(1) 遡及推計

2019 年 10 月 23 日に、「毎月勤労統計」(厚生労働省)の公表結果が 2018 年 8 月に遡って訂正された。

これを受け、2018 年 7-9 月期以降の雇用者報酬の推計において、同訂正結果を反映させることとする。

(2) 2019 年 6 月からの「毎月勤労統計」における変更に伴う賃金データの接続方法

「毎月勤労統計」において、2019 年 6 月分調査より、東京都の事業所規模 500 人以上の対象事業所について、本系列が抽出調査による系列から全数調査による系列に変更された。このため、雇用者報酬の推計において本系列の賃金データを用いると、5 月分以前の調査結果との間で段差¹が生じるこ

¹ 例えば、現金給与総額(調査産業計、就業形態計、事業所規模 5 人以上)についてみると、2019 年 6 月の抽出調査による系列は 450,139 円となっているのに対し、全数調査による系列は 451,681 円となっている。詳細は、厚生労働省 HP(下記 URL 「【参考資料2】本系列と抽出調査系列の比較」)参照のこと。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r01/0108r/0108r.html>

とになる。

段差のない賃金データを雇用者報酬の推計に用いるために、速報期間の推計においては、6月分は抽出調査による系列を用い、7月以降については同系列を本系列の前期比を用いて延長する処理を行う。

(以上)